1　五十九億二千六百万円（五、九二六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、医療サービス改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モルドバ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、モルドバ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(d)　借款の未支出残高に対して年〇・一パーセントの率で手数料が課されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、モルドバの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モルドバ共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　モルドバ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモルドバ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモルドバ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(a)　モルドバ共和国政府は、次のものを免除する。

ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモルドバ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してモルドバ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してモルドバ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してモルドバ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　モルドバ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモルドバ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　モルドバ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモルドバ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモルドバ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月二十七日にキシニョフで

モルドバ共和国駐在

日本国特命全権大使　坂田東一

モルドバ共和国財務大臣

ヴェチェスラフ・ネグルツァ閣下

（モルドバ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモルドバ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のモルドバ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年六月二十七日にキシニョフで

モルドバ共和国財務大臣

ヴェチェスラフ・ネグルツァ

モルドバ共和国駐在

日本国特命全権大使　坂田東一閣下

○農林水産省告示第二千三百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十五年五月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が平成28年5月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第49362号	化成肥料	日新尿素有機入り化成肥料088号	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第66023号	液状複合肥料	神協複合液肥Ｎ４号	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第71873号	混合りん酸肥料	つくみ14	津久見ドロマイト工業株式会社	大分県津久見市合ノ元町６番７号
生第71874号	混合りん酸肥料	つくみ23	津久見ドロマイト工業株式会社	大分県津久見市合ノ元町６番７号
生第71877号	化成肥料	エーコープ苦土入り複合硫加燐安802	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地

○農林水産省告示第二千三百九十二号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十五年二月十四日農林水産省告示第四百七十四号（平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

「二千六百八十九トン」を「二千七百五十七トン」に改める。